

**医療廃棄物収集運搬及び処分業務
委託仕様書**

**地方独立行政法人新小山市民病院
事務部**

1. 目的

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」並びに関係法令に従い、地方独立行政法人新小山市市民病院（以下「甲」という。）の排出する医療廃棄物の収集運搬及び処分を、受託者（以下「乙」という。）が受託し、適正に処理することを目的とする。

2. 委託業務名

地方独立行政法人新小山市市民病院医療廃棄物収集運搬及び処分業務

3. 履行期間

平成27年12月26日から平成31年3月31日

4. 委託業務対象施設概要

- | | |
|----------|----------------------------------------|
| (ア) 履行場所 | 栃木県小山市大字神鳥谷2251番地1
地方独立行政法人新小山市市民病院 |
| (イ) 構造 | 鉄骨造（耐震構造） |
| (ウ) 規模 | 地上4階 |
| (エ) 敷地面積 | 48,312.00㎡ |
| (オ) 延床面積 | 21,522.90㎡（病院本体） |

5. 業務内容

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」並びに関係法令を遵守して医療廃棄物の収集運搬を行う。

- (1) 甲から発生する感染性廃棄物等は関係法令等を遵守のうえ、適正に収集運搬する。
- (2) 甲から発生する感染性廃棄物等を許可された施設で適正に処分する。
- (3) 上記許可事項に変更があった場合は、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可書の写しを提出する。
- (4) 感染性廃棄物の処理は、関係法令を遵守のうえ、適正に焼却（溶融）処理し、焼却（溶融）処分後の残渣物は、埋立て処分するものとする。
- (5) 非感染性廃棄物の処理についても、関係法令を遵守のうえ、適正に焼却（溶融）処理し、焼却（溶融）処分後の残渣物は、埋立て処分するものとする。

※H27.09.07 訂正

~~(5)~~

- (6) 作業を行う際は、病院の指示に従い、施設の破損や災害の防止に努める。

6. 廃棄物の種類

甲が乙に委託する医療廃棄物は以下のとおりとする。

- (1) 感染性廃棄物（鋭利なもの）
ペール缶 20L (kg) ・ 50L (kg)
- (2) 感染性廃棄物（鋭利でないもの）
段ボール 50L (kg)
- (3) 非感染性廃棄物（廃プラスチック類）
段ボール 50L (kg) ・ 80L (kg)
- (4) 紙おむつ
段ボール 50L (kg)

7. 処理予定数量

甲が乙に委託する年間予定数量は以下のとおりである。

- (1) 感染性廃棄物（鋭利なもの）
ペール缶 20L (kg) 14 缶 ・ 84kg
ペール缶 50L (kg) 500 缶 ・ 5,543kg
- (2) 感染性廃棄物（鋭利でないもの）
段ボール 50L (kg) 1,251 箱 ・ 5,981kg
- (3) 非感染性廃棄物（廃プラスチック類）
段ボール 50L (kg) 9,835 箱 ・ 42,606kg
段ボール 80L (kg) 2,417 箱 ・ 10,045kg
- (4) 紙おむつ
段ボール 50L (kg) 5,691 箱 ・ 43,862kg

(平成 26 年度実績より算出)

(詳細は「平成 26 年度廃棄物収集量累計表」参照)

8. マニフェスト

- (1) 甲、乙は上記 6. の医療廃棄物の収集・運搬及び処分につき、医療廃棄物の種類・数量等を記載した産業廃棄物管理票(マニフェスト)による業務確認を行う。
- (2) マニフェストは業務委託料に含まれ、乙が甲に必要量提供する。

9. 廃棄物梱包容器等の提供

- (1) 廃棄物梱包容器は業務委託料に含まれるものとし、必要量を提供する。
- (2) それぞれの廃棄物梱包容器にはバイオハザードマークが表示されていることとする。
- (3) 梱包容器の仕様は以下のとおりとする。
 - ア ペール缶 20L ペダル式スタンド「三甲製サンペール K20#用スタンド(低床式・オールシテンレス)」対応品とする。
 - イ ペール缶 50L ペダル式スタンド「ムラテッククリーンボックス製 WETS PAIL50 用ホルダ」対応品とする。

ウ 段ボール 50L 現行寸法（幅 370mm×高さ 440mm×奥行 320mm）と同等のものとする。

エ 段ボール 80L 現行寸法（幅 480mm×高さ 440mm×奥行 370mm）と同等のものとする。

※ 段ボール 50L 及び 80L に使用する内ビニール袋も委託料に含む。

1 0. 責任

乙は甲から委託された医療廃棄物を、受入れから処分の完了まで、法令に基づき適正に管理する責を負う。この間に発生した事故は、その責任が甲の責に帰すべき場合を除き、乙が責任を負うものとする。

1 1. 資格等

乙は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、甲にかかる処理に関するすべての許可を受けた業者でなければならない。

乙は甲が委託した医療廃棄物の処分について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定により、甲にかかる処理に関する全ての許可を受けた業者に行わせることができる。

1 2. 契約内容

- (1) 収集回数 収集回数及び、収集日は原則として元旦を除く毎日とし、甲の指示による。
- (2) 支払方法 月末締め翌月払い
- (3) 見積金額 上記 6. の医療廃棄物 1 kg あたりの収集・運搬および処理に要する金額を記載し、年間予定数量に単価を乗じた年間金額の合計（税抜き）で入札し、予定価格の制限の範囲内で最低の合計金額をもって入札したものを落札者とする。
- (4) 入札単価 年間の予定数量に変動があり、不確定なため、入札後は単価契約とする。
- (5) その他 医療廃棄物収集運搬及び処理業務委託料については、収集運搬費、処理費、廃棄物の梱包容器代等およびマニフェストを含んだものとする。

1 3. 業務遂行注意事項

業務遂行にあたっては、次のことに注意しなければならない。

- (1) 病院業務等に支障を及ぼさないこと。また、業務に支障のおそれがあるときは事前に甲へ連絡すること。
- (2) 作業にあたっては、服装、用具を整え、事故防止に努めること。
- (3) 目的に沿うよう計画を立て、確実に実施すること。

- (4) エネルギーの無駄をなくし、常に節約に努めること。
- (5) 異常を発見した場合、若しくは予測された場合は、直ちに報告し、甲の指示を受けること。
- (6) 乙は、甲の求めに応じ、必要な情報及び資料の提供を行わなければならない。
- (7) 敷地内では運搬車の空ぶかしは絶対に行わないこと。また、空ぶかしを行うような従事者を絶対に配置しないこと。
- (8) 敷地内では安全運転に努めること。
- (9) 敷地内では絶対に痰、唾等を吐かないこと。また、痰、唾等を吐くような従事者を絶対に配置しないこと。

1 3. 負担区分

- (1) 業務に要する物品等は全て乙の負担とする。
- (2) 業務に係る諸経費は乙の負担とする。
- (3) 業務に要する工具類は乙の負担とする。
- (4) 上記以外については、甲と乙との協議により定める。

1 4. 受託者の責務

- (1) 乙は、病院内において知り得た情報を外部に漏らしてはならない。この事項は、乙がこの業務を解かれた後も持続するものとする。
- (2) 乙は、常に従事者の健康に注意し、伝染病の疾患に感染した者を業務に従事させてはならない。
- (3) 乙は、礼儀正しく品行に慎み、常に清潔にし、応接にあたっては懇切丁寧を旨とする。
- (4) 乙は、従事者に対して業務受託上必要とする教育訓練を実施し、業務の履行に支障を来さないよう万全を期さなければならない。
- (5) 病院内並びに病院敷地内は全面禁煙である為、従事者もこれに従うこと。
- (6) 乙は、甲との業務委託契約に対する賠償責任保険に加入しなければならない。

1 5. その他

この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、甲と乙が都度協議の上、決定するものとする。